

道路管理職員の不作为が業務上過失致死罪に 該当するか否かが問われた事例

道路局道路交通管理課 青柳 敬直

〔一審判決〕

平成一八年四月二二日 横浜地方裁判所

罰金二〇万円（業務上過失致死罪）

〔二審判決〕

平成一九年一月二二日 東京高等裁判所

被告無罪（確定）

はじめに

本件は、トンネル入口にある高さ制限バーに車両の積載物が衝突した結果、当該積載物が落下し、積載物の下敷きとなった歩行者が死亡した事故について、道路管理職員が過去に同様の事故が起きていたことを知りながら、当該高さ制限バーの付け替えを行わなかったこと（不作为）が、業務上過失致死罪に該当するか否かが問われた事例である。

第一審では、道路管理職員に結果回避義務を尽くさなかった過失があるとして業務上過失致死罪に該当するとしたが、第二審では、当該職員には業務上の注意義務はないとして無罪となっていた。

裁判所の判断が第一審と第二審で異なった背景には、本件高さ制限バーに係る「通常有すべき安全性」の検討を行ったか否かが影響しているものと考えられる。以下では、その詳細を紹介することとしたい。

一 事案の概要等

横浜市道の某トンネル（以下「本件トンネル」という。）において、平成一六年一月三〇日、荷台上に掘削機を積載した普通貨物自動車の本件トンネル西側入口から進入しようとした際、当該掘

削機が入口に設置されていた高さ制限バー（以下「本件高さ制限バー」という。）に接触し、荷台から左側に転落して本件トンネルの左側にある歩道に落下し、同所を歩いていた歩行者を下敷きにした。その結果、歩行者は、搬送先の病院で死亡した。

本件は、横浜市の職員であり、本件トンネルを管轄する事務所（以下「事務所」という。）において道路及び道路の安全施設の改良、修繕などに係る工事の設計並びに施工の職務を行うほか、陳情の対応者でもあった被告が、平成一五年に発生した同様の事故を知り、また、本件高さ制限バーの危険性についての陳情を受けていながら、本件高さ制限バーの付け替え工事を行わなかったことについて、業務上過失致死罪に該当するか否かが問われた事件である（普通貨

物自動車の運転者は、業務上過失致死罪により、平成一七年二月二五日、禁錮二年（執行猶予五年）の刑の言渡しを受けている。

二 事実関係

1 被告人の地位、職務内容等

ア 被告人は、平成一四年四月から横浜市の事務所道路係員として勤務していた。

イ 被告人は、事務所において、陳情処理担当者

ウ 陳情処理担当者は、陳情を検討した結果、業者に工事を実施させるのが相当と判断した場合、通常は管内一円工事（道路等に損傷等が生じた際に迅速に復旧を行うため、管理区域内一円を対象として、頻繁に起きる損傷等に対応する復旧工種と数量等を想定して入札にかけ、施工業者とあらかじめ工事請負契約を締結しておく、損傷等が生じた場合には、契約業者に指示を出して行う工事。）で対応した。また、陳情処理担当者が一本工事（特定の工事を個別の入札にかけ、発注する工事）で対応することが必要であると判断した場合には、経費の捻出ができれば一本工事を実施することになっていた。

平成一五年度及び平成一六年度の管内一円工事は、一二単位に分かれており、各単位に

は、工事監督員が一名ずつ定められ、道路係の職員が輪番で担当していた。

2 本件トンネル及びその付近の状況

ア 本件トンネルは、国道と市道を交差させるために、国道の下に設置されたものである。本件トンネル内には、トンネル西側入口から見て左側路肩に路面が若干高くなった歩道状のもの（以下「歩道」という。）があり、歩道と市道の間にガードレールは設置されていない。最高速度は四〇km/hと指定されていたほか、高さ制限二・八mの交通規制が設定されていた。

イ 本件トンネル付近は市街地で、沿道には一般民家が連立し、民家の密集する地域であった。本件トンネルを通る市道は、付近住民の生活道路として利用されており、近隣の小学校や高等学校の通学路にもなっていた。その一方で、本件トンネルは、付近の幹線道路の混雑を避けようとする自動車が行き止まり、いわゆる抜け道として用いられているという実態もあった。

3 本件高さ制限バー設置の経緯及び設置状況等

ア 本件トンネルは、西側入口から東側入口に向かうにつれて徐々に天井が低くなる構造と

なっているため、本件高さ制限バーが設置されるまでは、西側入口から進入したトラック等がトンネル内で天井につかえて立ち往生して交通に支障を生じさせるという事故が度々発生し、本件トンネルを管轄する事務所には、地元住民や警察から事故対策を求める旨の陳情等が寄せられていた。そこで、同事務所は、平成一〇年ころ、本件高さ制限バーを設置した。

イ 本件高さ制限バーは、車両運転者に高さ制限を視覚的に示すとともに、高さ制限を超える車両が本件トンネル内に進入するのを物理的に防ぎ、車両を徐行、停止させることをねらって設置されたものである。

本件高さ制限バーは、長さ約二・八m、幅約一二・五cmのH型鋼を本件トンネル西側入口上部に水平にわたし、その両端をトンネルの擁壁にボルトで固定する方法により据え付けられたもので、市道路面から本件高さ制限バー下部までの高さは約二・九mであった。そして、本件トンネルが国道の下を斜めに通り抜けているため、本件高さ制限バーは、西側入口に向かって右端を手前、左端を奥にして、市道上を斜めに横切る状態（右車道外側線に対し、約二七度の角度。なお、本件トンネルに西側入口から進入する車両の進行方法

は、右車道外側線とほぼ平行となる。)に
なっていた。

本件高さ制限バーは、目立つように、赤色と白色のしま模様で塗られ、その上辺には、白地に赤色の文字で「頭上注意桁下二・八M」と書かれた金属製看板が取り付けられていた。また、本件当時、本件トンネル西側入口の上部壁面には、高さ制限二・八mである旨を示す道路標識が取り付けられ、同入口の左側には「危険 トンネル内徐行運転」と書かれた看板が、それぞれ取り付けられていた。さらに、上記入口の手前約一三〇mの地点(同地点から上記入口までの間に脇道はない。)に、二三〇m先で高さ制限二・八mの交通規制がある旨を示す交通標識が設置されていた。

4 被告人が本件高さ制限バーの改良を求める

陳情を受けた状況等

ア 平成一五年八月二一日、本件トンネルに西側入口から進入しようとした普通貨物自動車(荷台に積載した小型掘削機の一部を本件高さ制限バーに衝突させ、車体全体が左に傾いてトンネル左側の壁に倒れかかった状態になり、動けなくなるという事故が発生した。同日、この事故発生の知らせを受けた被告

人は、道路設備の損傷の有無等を確認するため、本件トンネルに赴いた。その際、事故現場にいた付近住民から「本件高さ制限バーが道路に対して斜めに設置されているために、衝突したときに歩行者通行側に倒れる。歩行者が犠牲になったら土木の責任だ。何らかの対応を望む。」旨を強い調子で訴えられた。

イ 同年九月五日、本件トンネルに西側入口から進入しようとした普通貨物自動車(本件高さ制限バーに衝突し、左側に傾いてトンネル左側の壁に倒れかかった状態になり、動けなくなるという事故が発生した。

同日、この事故発生の知らせを受けた被告人は、同年八月の事故と同様、本件トンネルに赴いた。事務所に戻った被告人は、付近住民から電話で、「本件高さ制限バーが道路に対して斜めに設置されているのを道路に直交するように早急に対応してほしい。」旨の訴えを受けた。

ウ ところで、所轄警察署で保管されていた物件事務報告書には、平成一二年一月一日から平成一六年一月三〇日までの間に、本件高さ制限バーに自動車(衝突する事故として、前述ア、イの事故のほか)に平成一二年六月、平成一五年六月、平成一六年七月に各一件、合計五件が記載されていた。

5 本件高さ制限バーに関する陳情への 被告人の対応等

ア 被告人は、前述4の付近住民からの訴えについて、いずれの事故についても、現場を見分した当日ないし翌日に、上司に各陳情の内容等を報告した。そのころ、上司から、本件高さ制限バーの改良工事の見積りをとるよう指示されたことから、被告人は、鉄鋼業者に見積りを依頼したところ、改良工事の費用は、経費を含めて二三五万円である旨の見積書が業者から提出された。被告人がこの見積り結果を上司に報告したところ、上司は、工事費用がかなり高いという感想を述べたものの、最終的には、管内一円工事による改良工事(事)で処理するよう指示し、被告人もこれに異論は述べなかった。

しかし、この改良工事は、管内一円工事で行う通常の工事と対比すると、費用がかなり高額である上、工種も鉄鋼工事を含む例外的なものであったため、被告人は、業者への依頼が困難な工事であると考えた。すなわち、管内一円工事の落札業者には、工種として想定されていない鉄鋼工事を自ら施工できない業者が多いため、そのような業者にこの種の工事を指示すれば、外注に出すほかに採算がとれないとして難色を示したり、苦情を言

われるおそれがあると予測したものである。そうした事情から、被告人は、上司が被告人以外の工事監督員に改良工事の組入れを指示することを期待したが、上司はそのような指示をしなかったことから、被告人は、本件高さ制限バールの改良工事を自ら又は他の工事監督員を通じて業者に指示しなければならなかった。

イ 被告人は、本件事故が発生するまで、本件高さ制限バールの改良工事を自ら又は他の工事監督員を通じて業者に指示することはなく、陳情処理の進捗状況等を上司に報告あるいは相談することもなかった。

三 争点

以下の点が争点とされた。

- ① 本件道路が直ちに工事を実施しなければならぬ程度に危険であったかどうか、その点についての被告人の認識はどうかであったか
- ② 被告人は、直ちに本件高さ制限バールを改良する工事を実施するための方策を講じて、同所における人身事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務を負っていたかどうか
- ③ 被告人は、結果回避義務を尽くしていたといえるかどうか

四 第一審（地裁）の判断

第一審は概ね次のとおり判示し、被告人には、本件事故について過失があると認定した。

1 争点①について

本件高さ制限バールは、車道外測線に対し斜めに取り付けられていたため、本件トンネルに西側入口から進入する高さ制限を超えた車両や積載物が、積載物が転落するなどして、本件トンネル左側に設置された歩道上の歩行者の生命、身体に危険を及ぼすおそれがあった。そして、平成一五年八月二一日及び同年九月五日、本件高さ制限バールに衝突した貨物自動車は左側に傾いて停止する事故が連続して発生したが、その際、被告人は、付近住民から本件高さ制限バールの取付け角度を変えらるなど何らかの対応をとるよう陳情を受けるとともに、現場でこれらの事故の状況を確認するなどしていたことから、本件高さ制限バールをそのまま放置すれば、上記のとおり本件トンネル左側に設置された歩道上の歩行者の生命、身体に危険を及ぼすおそれがあることを容易に予見することができ、実際にそのおそれを予見していた。

2 争点②について

被告人は、上記のような予見をしていた上、上記陳情の処理担当者として、管内一円工事に対応する場合は、事実上被告人の判断で処理することが可能であって、本件高さ制限バール改良工事について、まずは工事監督員に指示を依頼し、仮に同工事の実施に不都合があれば、上司に対し、その経緯や事情を報告し、工事監督員又は業者への指示を促すなど同工事の実施のために協力を求め、管内一円工事として実施することができない事情があった場合には、一本工事によって対応するために上司にその旨上申するなど、早期に本件高さ制限バールを改良する工事を実施するための方策を講じて、人身事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務を負っていた。

3 争点③について

被告人は、このような業務上の注意義務を負っていた上、上司から管内一円工事に対応するよう指示を受けていたにもかかわらず、本件高さ制限バールの改良工事には鉄鋼工事が含まれ、請負業者の採算がとれないことから工事を指示しても断られ、又は請負業者との間で紛争が生じる可能性があり、あるいは他に優先順位の高い工事があるなどとして、工事監督員に管内一円工事の業者に指示の依頼をせず、一本工事を行うべきかについて

上司への上申をしないまま、本件高さ制限バールの改良工事を実施することなく放置し、注意義務を尽くさなかった。

五 被告からの控訴の申立てについて

被告は、上記第一審の判決に不服があるとして控訴の申立てを行ったが、その趣意は以下のとおりである。

① 本件事故の原因は、法令を著しく違反した普通貨物自動車の運転者の無謀運転にあり、その無謀さは被告人の予見を著しく上回るものであった

② 被告人には、普通貨物自動車の運転者のような無謀運転をする者が出現することまでを予見して事故発生を防止すべき注意義務はなかった。

③ 被告人は、結果回避義務を尽くしていた。したがって、被告人は無罪であるから、原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認がある。

六 第二審（高裁）の判断

1 争点①について

本件の結果発生についての被告人の認識等につき検討すると、この点に関する原判決の判断は、正当としてこれを是認することができる。

2 争点②について

確かに、被告人は、陳情処理担当者として本件高さ制限バールの改良を求める陳情の処理を担当し、上司から管内一円工事で対応するように指示を受けていたのであるから、まずは自ら請負業者に工事の指示を出し、あるいは他の工事監督員に指示を依頼し、仮に同工事の実施に不都合があれば、上司に対し、その経緯や事情を報告して対応の検討を促し、被告人において一本工事で対応することが必要と判断しているのであれば、その旨を上司に相談するという職責を負っていたといべきである。そして、本件の場合、もし被告人が早期に本件高さ制限バールの改良工事を実施するための方策を講じて本件事故発生前に改良工事を完了させていれば、本件事故は起きなかったと考えられる。

しかし、被告人の上記職責が本件業務上過失致死罪における注意義務として認められるかについては、なお検討が必要である。

所論も指摘するとおり、道路及び道路施設は、その性質上、想定できるすべての事故を防止できる完全無欠の安全性の具備を要求されるものではない。すなわち、当該道路の位置、利用実態等の道路状況に応じ、これらを利用する者の常識的で秩序ある利用方法がある程度期待できることを想定し、これらを前提として通常有すべき安全性を

備えていれば足りるというべきである。そうである以上、上記のような想定を超える行動により事故が発生したことをもって道路施設等が安全性を欠いているとはいえない。もつとも、道路施設等がその具備すべき安全性を一応備えているといえる場合でも、より安全性や利便性を高めるために改良を施すことはあり得るのであり、そうした工事により事故発生を防止し得ることがあるのは多言を要しない。ただ、このような場合、そうした工事が行われずに事故が発生したとしても、そのことよって当該施設が安全性を欠いた危険なものとはいえないのであるから、道路管理者が事故発生を防止するために必要な措置を講じなかったと評するのは相当ではない。したがって、本件高さ制限バーに高さ制限を超える車両が衝突して人身事故が生ずるおそれがあったとしても、本件高さ制限バーが通常有すべき安全性を欠いていたと認められない限り、道路管理者において、改良工事を行うなどして危険防止の措置を講ずる義務があったとはいえない。

そこで検討すると、本件高さ制限バーに高さ制限を超える車両が衝突して人身事故を生ずるおそれがあったと認められるものの、本件トンネルには、高さ制限二・八mの交通規制が設定されており、これを運転者が遵守しさえすれば本件事故が起きる余地はなかった。また、関係証拠を仔細に

検討しても、本件事故現場付近において、上記高さ制限の遵守を期待することが困難な状況があったと認めるに足りる証拠はなく、かえって、本件トンネルを通る市道は、抜け道として利用されていたものの、基本的には付近住民の生活道路といつてよいものであったこと、本件トンネル西側入口の手前約一三〇mの地点及び本件高さ制限バーには上記高さ制限がある旨を示す道路標識等が設置されていること、所轄警察署で保管されていた物件事故報告書に記載されている本件事故発生前の約四年一か月間に発生した本件高さ制限バーに車両が衝突する事故は五件であることなどが認められ、これらを総合すると、本件トンネルを利用する車両は、通常は前述高さ制限を遵守するものと期待してよい状況にあったと認められる。このような本件市道の位置、その利用実態、本件トンネル及び本件高さ制限バーの構造、交通規制を示す道路標識等の設置状況といった諸般の事情のほか、本件高さ制限バーの設置目的等を併せ考慮すると、本件高さ制限バーが通常有すべき安全性を欠いていたと認めることはできない。結局、本件の事実関係の下では、道路管理者において、本件高さ制限バーの改良工事を行うなどして危険防止の措置を講ずべき義務があったとはいえないこととなる。そうすると、本件で予定されていた改良工事は、通常有すべき安全性を備えていた本件

高さ制限バーにつき、より安全性を高めるためのものとみるほかに、そのような工事の実施に關し、被告人が前述職責を負っていたからといって、これが本件業務上過失致死罪における注意義務を構成するものとはいえない。

3 争点③について

以上によれば、本件事故により歩行者が死亡するという重大な結果が生じており、本件高さ制限バーが車両の積載物を歩道のある左側に転落させた一因であったことも事実であるが、被告人には、原判決が判示するような業務上の注意義務はな^らず、これを認めた原判断には誤りがあるといわざるを得ない。したがって、結果回避義務違反の有無について論ずるまでもなく、被告人には過失責任を負うべき理由はない。

4 結論及び自判

以上のとおりであつて、被告人に過失があると^{して業務上過失致死罪の成立を認めた原判決には、判決に影響を及ぼすことの明らかな事実の誤認がある}と認められる。

前述のとおり、被告人には本件事故につき過失はなく、結局本件公訴事実については犯罪の証明がないことに帰するから、刑法法三三六条後段により被告人に対し無罪の言渡しをする。

参考条文

刑法 第二百十一条（業務上過失致死傷等）

業務上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

2 略

刑事訴訟法 第三百三十六條

被告事件が罪とならないとき、又は被告事件について犯罪の証明がないときは、判決で無罪の言渡しをしなければならない。